

ユニット型指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護事業
「特別養護老人ホーム涼風園」運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(目的)

第1条 この規程は、老人福祉の理念に基づき、社会福祉法人和仁福祉会が開設する特別養護老人ホーム涼風園（以下「涼風園」という。）が行うユニット型指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）の運営に係る必要事項を定め、事業の適正かつ円滑な運営管理と、「ユニット型指定短期入所生活介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守し、利用者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 涼風園は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名 称

特別養護老人ホーム涼風園

(2) 所 在 地

石巻市流留字沖30番地3

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種及び員数)

第4条 涼風園に勤務する職員の職種別員数を次のとおりとし、指定介護老人福祉施設と兼務するものとする。

(1)	管理者（施設長）	常勤	1名
(2)	事務長	常勤	1名
(3)	生活相談員	常勤	1名以上
(4)	介護支援専門員	常勤	1名以上
(5)	介護職員	常勤	23名以上

- | | | | |
|------|---------|-----|--------------------|
| (6) | 看護職員 | 常勤 | 4名以上（機能訓練指導員と兼務1名） |
| (7) | 機能訓練指導員 | 常勤 | 1名以上（看護職員と兼務1名） |
| (8) | 事務員 | 常勤 | 1名以上 |
| (9) | 管理栄養士 | 常勤 | 1名以上 |
| (10) | 調理員 | 常勤 | 5名以上 |
| (11) | 医師（嘱託医） | 非常勤 | 1名 |

※（1）の施設長は、併設の下記の施設の管理者等と兼務。

指定通所介護事業所、第1号通所介護事業所、指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所。

※（6）の看護職員は、指定通所介護事業所、第1号通所介護事業所の看護職員と兼務3名、指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所の看護職員と兼務3名。

※（10）の調理員は、併設の下記の施設の調理員と兼務2名。

指定通所介護事業所、第1号通所介護事業所、指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所。

2 前項に定める職員の外、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

（職務内容）

第5条 職種別職員の職務内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者は、施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに職員に運営に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- （2）医師は、利用者の診察、利用者及び職員の健康管理及び保健衛生に関する指導等の業務に従事するものとする。
- （3）生活相談員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、利用者及びその家族の相談に適切に応じるとともに、必要な助言並びに処遇の企画及び入退所に関する業務上及び関係医療機関、行政機関、地域住民等との連絡調整に係る業務に従事するものとする。
- （4）介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、入浴、清拭、排泄、離床、着替え等の生活機能の改善又は生活機能の訓練等に必要な介護援助業務に従事するものとする。
- （5）看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、健康保持のために適切な措置並びに保健衛生管理及び必要な生活機能の改善又は維持のための必要な機能訓練等の援助業務に従事するものとする。
- （6）看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、健康保持のために適切な措置並びに保健衛生管理及び必要な生活機能の改善又は維持のための必要な機能訓練等の援助業務に従事するものとする。

- (7) 管理栄養士は、利用者の心身の状況並びに栄養量及び嗜好等を考慮した献立、調理員の指導並びに利用者の栄養指導及び衛生管理等の給食全般の業務に従事するものとする。
- (8) 機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むのに必要な生活機能を改善し、又その減退を防止するための機能訓練業務に従事するものとする。
- (9) 介護支援専門員は、要介護者等が有する能力、その置かれた環境課題等を把握し要介護者等が自立した日常生活を営むに必要な援助に関し、適切な施設サービス計画を作成し、市町村、介護各サービス事業者との連絡調整を図る業務に従事するものとする。
- (10) 事務員は、庶務及び会計事務の他、他の業務に属さない業務に従事するものとする。

第3章 利用定員 (定員等)

第6条 涼風園の利用定員は、20名とする。

- 2 利用者の生活の場となるユニットは、2ユニットとし、それぞれの定員は10名とする。

第4章 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(サービス内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 涼風園は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務体制、その他必要と認められる事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(サービス提供拒否の禁止)

第8条 涼風園は、正当な理由なく指定短期入所生活介護（以下、「介護サービス」という。）及び指定介護予防短期入所生活介護（以下、「介護予防サービス」という。）の提供を拒んではならないものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 涼風園は、その施設の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、その利用申込者の居宅介護支援事業者への連絡、他の事業所の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(サービスの開始及び終了)

第10条 涼風園は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、介護サービス及び介護予防サービスを提供するものとする。

2 涼風園は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、介護サービス及び介護予防サービスの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(受給資格等の確認)

第11条 涼風園は、介護サービス及び介護予防サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定の有無および要介護認定又は要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 涼風園は、前項の被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、その意見に配慮して、介護サービス及び介護予防サービスを提供するよう努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第12条 涼風園は、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 涼風園は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間満了の日の30日前に行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(介護サービスの内容)

第13条 涼風園は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 涼風園は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に
応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援するものとする。
- 3 涼風園は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことがで
きるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供するものとする。ただ
し、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもってこれに代えることができる
ものとする。
- 4 涼風園は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立に
ついて必要な支援を行うものとする。
- 5 涼風園は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図
りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。
- 6 涼風園は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生
活上の行為を適切に支援するものとする。
- 7 涼風園は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 8 涼風園は、利用者に対し、その負担により、当施設の職員以外の者による介護
を受けさせてはならないものとする。

(食事の提供)

- 第14条 涼風園は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提
供するものとする。
- 2 涼風園は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立につ
いて必要な支援を行うものとする。
 - 3 涼風園は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、
利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができる
よう必要な時間を確保するものとする。
 - 4 涼風園は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊
重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

(機能訓練)

- 第15条 涼風園は、利用者に対し、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を
送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

(健康管理)

- 第16条 医師（嘱託医）又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意すると
ともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。
- 2 医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳に必要な事
項を記載するものとする。ただし、健康手帳を有しない者については、この限り
ではないものとする。

(相談及び援助)

第 17 条 涼風園は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(利用料等)

第 18 条 指定短期入所生活介護事業所の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、居宅介護サービスに係る費用の介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額と送迎に要する費用、滞在費、食費及び日常生活等に要する費用として別に定める利用料の合計額とする。(別紙料金表)

- 2 涼風園は、法定代理受領サービスに該当しない介護サービス及び介護予防サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならないものとする。
- 3 涼風園における送迎サービスが通常範囲を超える場合には、介護保険料の送迎費の他に別に定める利用料の実費を徴収することができるものとする。(別紙料金表)
- 4 居住費については、算定当時に想定していなかった事情により新たな費用が発生したとき、当該費用を基礎として、居住費の額を変更することができるものとする。
- 5 涼風園は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 6 支払方法は、現金又は振込のいずれかの方法によるものとし、施設長と利用者等で決めるものとする。

(通常送迎の実施地域)

第 19 条 通常送迎実施地域は、別紙のとおりとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 20 条 涼風園は、法定代理受領サービスに該当しない介護サービス及び介護予防サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付するものとする。

(サービス計画の作成)

- 第 21 条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して利用することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護サービス及び介護予防サービスの提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の職員と協議の上、短期入所生活介護計画を作成するものとする。
- 2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って作成するものとする。
- 3 管理者は、短期入所生活介護計画を作成するに当たっては、その内容について利用者及びその家族に対して説明し、利用者及び家族の同意を得るものとする。
- 4 管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該サービス計画書を利用者に交付するものとする。

第 5 章 サービスの利用に当たっての留意事項 (施設の利用に当たっての留意事項等)

- 第 22 条 涼風園の利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めるものとする。
- (1) 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと
- (2) 建物、備品その他の器具を破損し、又は持ち出さないこと
- (3) けんか、口論又は暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと
- (4) 施設の秩序、風紀を乱す行為、又は安全衛生を害さないこと
- (5) 政治活動、宗教、慣習等により、自己の利益のために他人の自由を侵害しないこと

(緊急時等における対応)

- 第 23 条 涼風園の職員等は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は施設の協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

- 第 24 条 涼風園は、利用者に対する介護サービス及び介護予防サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、その利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡し、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 涼風園は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 3 第 2 項について涼風園は、以下の各号に該当する場合には損害賠償責任を負わないものとする。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、施設の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、施設若しくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第6章 非常災害対策

(非常災害時対策)

第25条 涼風園は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画)

第26条 涼風園は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

業務継続計画については、職員に対し周知し、研修及び訓練を定期的の実施し、必要に応じて見直し変更するものとする。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(職員の研修)

第27条 管理者は、職員の資質の向上を図るため、研修を次のとおり実施するものとする。

- (1) 採用時研修（採用後1ヶ月以内）
- (2) 継続研修（月1回以上）
- (3) 外部研修（随時）

2 特に直接処遇職員については、高齢者の心身の特性、実施するサービスのあり方及び内容、介護に対する知識及び技術並びに作業手順等の研修を定期的に行うものとする。

(衛生管理等)

第 28 条 涼風園は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 涼風園は、当該事業所において感染症または食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 涼風園における感染症及び食中毒まん延防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 涼風園における感染症及び食中毒の予防及びまん延も防止のための指針を整備すること。

(3) 涼風園において職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会)

第 29 条 涼風園は、当該事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るために、当該施設における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催するものとする。

(苦情処理)

第 30 条 涼風園は、提供した介護サービス及び介護予防サービスに対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 涼風園は、提供した介護サービス及び介護予防サービスに関し、市町村が行う文書等の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問、照会に応じ、利用者及びその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 涼風園は、提供した介護サービス及び介護予防サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 その他苦情を処理するため講ずる措置は、社会福祉法人和仁福祉会が別に定める「苦情解決要領」に基づき対処する。

(個人情報保護等)

- 第 31 条 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報情報を漏らしてはならない。
- 2 社会福祉法人和仁福祉会は、職員であった者が正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報情報を漏らすことがないよう、雇用契約時に必要な措置を講じるものとする。
- 3 涼風園は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合はその家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(身体的拘束等)

- 第 32 条 涼風園は、指定サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。
- 2 涼風園は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 3 涼風園は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

- 第 33 条 涼風園は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。

(掲示)

- 第 34 条 涼風園は、当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。
- 2 涼風園は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載する。

(会計の区分)

第 35 条 涼風園は、指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業の会計をその他の事業の会計と区分するものとする。

2 施設の経理は、社会福祉法人和仁福祉会経理規程の定めるところによるものとする。

(記録の整備)

第 36 条 涼風園は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならないものとする。

2 涼風園は、利用者に対する介護サービス及び介護予防サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保管しなければならないものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 37 条 涼風園は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 涼風園は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(法令との関係)

第 38 条 この規程に定めのない事項については、指定短期入所生活介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）その他関連法令の定めるところによる。

附則

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

(運営規程第19条関係別紙)

短期入所生活介護の送迎に係る石巻圏域町名・字名一覧

※○印の地域を送迎いたします。

特別養護老人ホーム涼風園

No.	チェック	新市町名	町名・字名	備 考	No.	チェック	新市町名	町名・字名	備 考
1	○	石巻市	あけぼの	(旧石巻市)	64	○	石巻市	西浜町	(旧石巻市)
2	○	石巻市	旭町	〃	65	○	石巻市	西山町	〃
3	○	石巻市	泉町	〃	66	○	石巻市	沼津	〃
4	○	石巻市	伊勢町	〃	67	○	石巻市	根岸	〃
5	○	石巻市	鑄銭場	〃	68	○	石巻市	羽黒町	〃
6	○	石巻市	井内	〃	69	○	石巻市	八幡町	〃
7	○	石巻市	伊原津	〃	70	○	石巻市	蛤浜	〃
8	○	石巻市	宇田川町	〃	71	○	石巻市	浜松町	〃
9	○	石巻市	駅前北通り	〃	72	○	石巻市	東中里	〃
10	○	石巻市	大瓜	〃	73	○	石巻市	日和が丘	〃
11	○	石巻市	大手町	〃	74	○	石巻市	双葉町	〃
12	○	石巻市	大橋	〃	75	○	石巻市	福貴浦	〃
13	○	石巻市	大宮町	〃	76	○	石巻市	不動町	〃
14	○	石巻市	荻浜	〃	77	○	石巻市	蛇田	〃
15	○	石巻市	折浜	〃	78	○	石巻市	牧浜	〃
16	○	石巻市	開成	〃	79	○	石巻市	松並	〃
17	○	石巻市	開北	〃	80	○	石巻市	松原町	〃
18	○	石巻市	鹿妻本町	〃	81	○	石巻市	真野	〃
19	○	石巻市	鹿妻南	〃	82	○	石巻市	丸井戸	〃
20	○	石巻市	鹿妻北	〃	83	○	石巻市	万石町	〃
21	○	石巻市	門脇	〃	84	○	石巻市	三河町	〃
22	○	石巻市	門脇町	〃	85	○	石巻市	水押	〃
23	○	石巻市	川口町	〃	86	○	石巻市	水沼	〃
24	○	石巻市	狐崎浜	〃	87	○	石巻市	三和町	〃
25	○	石巻市	向陽町	〃	88	○	石巻市	緑町	〃
26	○	石巻市	穀町	〃	89	○	石巻市	湊	〃
27	○	石巻市	後生橋	〃	90	○	石巻市	湊町	〃
28	○	石巻市	小竹浜	〃	91	○	石巻市	南境	〃
29	○	石巻市	小積浜	〃	92	○	石巻市	南中里	〃
30	○	石巻市	幸町	〃	93	○	石巻市	南谷地	〃
31	○	石巻市	魚町	〃	94	○	石巻市	明神町	〃
32	○	石巻市	侍浜	〃	95	○	石巻市	元倉	〃
33	○	石巻市	沢田	〃	96	○	石巻市	桃生町牛田	〃
34	○	石巻市	塩富町	〃	97	○	石巻市	桃浦	〃
35	○	石巻市	潮見町	〃	98	○	石巻市	山下町	〃
36	○	石巻市	重吉町	〃	99	○	石巻市	吉野町	〃
37	○	石巻市	清水町	〃	100	○	石巻市	宜山町	〃
38	○	石巻市	新栄	〃	101	○	石巻市	渡波	〃
39	○	石巻市	新境町	〃	102	○	石巻市	渡波町	〃
40	○	石巻市	新橋	〃	103	○	石巻市	大森	(旧河北町)
41	○	石巻市	新成	〃	104	○	石巻市	北境	〃
42	○	石巻市	水明南	〃	105	○	石巻市	小船越	〃
43	○	石巻市	水明北	〃	106	○	石巻市	東福田	〃
44	○	石巻市	末広町	〃	107	○	石巻市	三輪田	〃
45	○	石巻市	住吉町	〃	108	○	石巻市	大原浜	(新規)
46	○	石巻市	千石町	〃	109	○	石巻市	給分浜	(旧牡鹿町)
47	○	石巻市	大門町	〃	110	○	石巻市	十八成浜	〃
48	○	石巻市	高木	〃	111	○	石巻市	小網倉浜	〃
49	○	石巻市	竹浜	〃	112	○	石巻市	清水田浜	〃
50	○	石巻市	田代浜	〃	113	○	東松島市	矢本	(旧矢本町)
51	○	石巻市	立町	〃	114	○	女川町	旭が丘	(女川町)
52	○	石巻市	田道町	〃	115	○	女川町	石浜	〃
53	○	石巻市	垂水町	〃	116	○	女川町	浦宿浜	〃
54	○	石巻市	中央	〃	117	○	女川町	女川浜	〃
55	○	石巻市	月浦	〃	118	○	女川町	黄金町	〃
56	○	石巻市	貞山	〃	119	○	女川町	寿町	〃
57	○	石巻市	中里	〃	120	○	女川町	小乗浜	〃
58	○	石巻市	中島町	〃	121	○	女川町	桜ヶ丘	〃
59	○	石巻市	中瀬	〃	122	○	女川町	清水町	〃
60	○	石巻市	長浜町	〃	123	○	女川町	針浜	〃
61	○	石巻市	流留	〃	124	○	女川町	宮ヶ崎	〃
62	○	石巻市	南光町	〃	125	○	女川町	鷺神浜	〃
63	○	石巻市	錦町	〃					